長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

平成 2 0 年 3 月 2 5 日 告 示 第 2 号 平成 2 1 年 3 月 2 7 日 告 示 第 6 号 平成 2 5 年 3 月 2 7 日 告 示 第 3 号 令和 2 年 5 月 1 9 日 告 示 第 1 3 号 令和 3 年 3 月 2 4 日 告 示 第 6 号 令和 4 年 3 月 2 3 日 告 示 第 4 号 最終改正 令和 5 年 3 月 1 日 告 示 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例施行規則(平成20年規則第3号。以下「規 則」という。)第15条の規定に基づき、後期高齢者医療保険 料の徴収猶予及び減免の取り扱いに関し、必要な事項を定める ものとする。

(保険料の徴収猶予の基準)

第2条後期高齢者医療保険料の徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。

(保険料の徴収猶予の適用の時期)

第3条 徴収猶予の対象となる保険料は、規則第4条に規定する 後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を受け付けた日以後に納 期が到来するものとする。

(保険料の減免の基準)

第4条後期高齢者医療保険料の減免の基準は、別表第2のとおりとする。

(保険料の減免の適用の時期)

第 5 条 減免の対象となる保険料は、規則第 9 条に規定する後期 高齢者医療保険料減免申請書を受け付けた日以後の保険料とし、 事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料額(当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度の月数に応じて月割で計算した額の合計額とする。)とする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。 附 則

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 2 7 日告示第 6 号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第3号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月19日告示第13号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているものとする。)について適用する。

附 則 (令和3年3月24日告示第6号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号 及び第7号については、令和2年度分及び令和3年度分の保険料 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収 の納期限 (特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日) が定められているものとする。) について適用する。

附 則 (令和4年3月23日告示第6号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和3年度分及び令和4年度分の保険料(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているものとする。)について適用する。

附 則(令和5年3月1日告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2第6号及び第7号については、令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについて適用する。

別表第1 (第2条関係)

後期高齢者医療保険料徴収猶予基準表

徴収猶予の対象者	徴収猶予の基準	添付書類
1 震災、風水害、火災	震災、風水害、火災その他これらに類す	り災証明書など。
その他これらに類する	る災害により自己の所有に係る住宅でその	
災害により生活の基盤	者の居住の用に供する住宅又はその者が日	
となる資産に重大な損	常使用する家財につき当該年度中に受けた	
害を受けたもので生活	損害金額が、その住宅又は家財の価格の10	
が著しく困難となった	分の3以上である者	
者	震災、風水害、火災その他これらに類す る災害により農作物、収穫魚類等又は事業	
	用資産(たな卸資産を含む。)につき当該	
	年度中に受けた損失額が、平年における農	
	作物、収穫魚類等又は事業用資産による収	
	入額の合計額の10分の3以上である者	
2 連帯納付義務者の死	心身に重大な障害を受け、又は長期間入	医師の診断書、医療費の領
亡、疾病その他これら	院したこと、若しくは連帯納付義務者が死	収書、入院期間が把握でき
に類する事由により収	亡したことにより、当該年中の合計所得金	る書類など。
入が著しく減少したた	額の見積額が前年中の合計所得金額の10分	
め生活が著しく困難と	の3以下に減じたとき。	
なった者		
3 失業、廃業その他こ	失業(雇用保険法(昭和49年法律第116	解雇通知書、雇用保険受給
れらに類する事由によ	号) 第15条の規定により認定を受けた失業	資格者証明書、税務署提出
り収入が著しく減少し	又はこれに準ずるものをいう。)廃業等に	の廃業届、失業期間の把握
たため生活が著しく困	より、当該年中の合計所得金額の見積額が	できる書類など。
難となった者	前年中の合計所得金額の10分の3以下に減	
	じたとき。	
4 その他特別の事情が	前各号の基準に準ずる。	広域連合長が必要と認める
ある者		書類

別表第2 (第4条関係)

後期高齢者医療保険料減免基準表

減免の対象者	適用の範囲	減免の割合	添付書類
1 震災、風水	震災、風水害、火災その	ア 当該事由発生日の属する月	り災証明書など。
害、火災その	他これらに類する災害によ	から起算して1年間の保険料	
他これらに類	り自己の所有に係る住宅で	とし、所得金額の区分により	
する災害によ	その者の居住の用に供する	割合を乗じて得た額が	
り生活の基盤	住宅又はその者が日常使用	500 万円以下 全額	
となる資産に	する家財につき当該年度中	750 万円以下 2 分の1	
重大な損害を	に受けた損害金額(保険	750万円超 4分の1	
受けたもので	金、損害賠償金等により補	イ 前年中の合計所得金額が	
生活が著しく	てんされるべき金額を除	500 万円以下 2 分の1	
困難となった	く。)が、その住宅又は家	750 万円以下 4 分の 1	
者	財の価格の10分の3以上で	750 万円超 8 分の 1	
	ある者で、前年中の合計所		
	得金額が1,000万円以下で		
	あるとき。(減免期間が当		
	該日の属する年度の翌年度		
	にわたる場合の翌年度の減		
	免額に適用する割合は、翌		
	年度の賦課額の算定に用い		
	た所得に応じて計算した割		
	合を適用する。)		
	ア 当該家屋又は家財の価		
	格の10分の5以上の価格を		
	減じたとき。		
	イ 当該家屋又は家財の価		
	格の10分の3以上10分の5未		
	満の価格を減じたとき。		

震災、風水害、火災その 他これらに類する災害によ り農作物、収穫魚類等又は 事業用資産(たな卸資産を 含む。)につき当該年度中 に受けた損失額(共済金、 保険金、損害賠償金等によ り補てんされるべき金額を 除く。)が、平年における 農作物、収穫魚類等又は事 業用資産による収入額の合 計額の10分の3以上である 者で、前年中の合計所得金 額が1,000万円以下である とき。(当該合計所得金額 のうち農作物、収穫魚類等 及び事業用資産による所得 を除く額が400万円を超え る場合を除く。) (減免期 間が当該日の属する年度の 翌年度にわたる場合の翌年 度の減免額に適用する割合 は、翌年度の賦課額の算定 に用いた所得に応じて計算 した割合を適用する。)

当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料(広域連合長が特に必要と認める場合を除く。)に、前年中における合計所得金額に占める農作物、収穫魚類等又は事業用資産に係る所得金額の合算額の割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額が 300 万円以下 上記算出保険 料額の全額

400 万円以下 上記算出保険 料額の10分の8

550 万円以下 上記算出保険 料額の10分の6

750 万円以下 上記算出保険 料額 10 分の 4

750 万円超 上記算出保険料 額の10分の2

2 連帯のでの類はしたでである。こる収減生困者をはいませんがしがませんがしがない。 こる収減生困者

前年中の合計所得金額が 600万円以下の場合で、心 身に重大な障害を受け、、又 は長期間入院したことが もしくは連帯納付義が、保 を しくは連帯納けよがを といれるとが を期間が当該にわたると の 裏年度の減免額に適用する。 算定に用いた所得に で る。)

ア 当該年中の合計所得金 額の見積額が前年中の合計 所得金額の10分の3以下に 減じたとき。 ア 当該事由発生日の属する月 から起算して1年間の保険料 とし、所得金額の区分により 割合を乗じて得た額が 300万円以下 全額 450万円以下 2分の1 600万円以下 4分の1

イ 前年中の合計所得金額が 300万円以下 2分の1 450万円以下 4分の1 600万円以下 8分の1 医師の診断書、医 療費の領収書、入 院期間が把握でき る書類など。

	イ 当該年中の合計所得金 額の見積額が前年中の合計 所得金額の10分の3を超え 10分の5以下に減じたと き。		
3 そにに著た著なの類よしたしったというでは、こる収減生困者をある。 とりがい はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっ	前600万保第法定又うをる免疫と割算計るア額所に、イ額所の下の場(15けもり困きによるのので、第世には、一個でのので、第一ののののののののののののののののののののののののののののののののの	ア 当該事由発生日の属する月から起算して1年間の保険料とし、所得金額の区分により割合を乗じて得た額が300万円以下全額450万円以下4分の1イ前年中の合計所得金額が300万円以下2分の1450万円以下4分の1600万円以下8分の1	解雇通知書、雇用保険受給資格者証明書、税務署議員出の廃業届できる書類など。

4 高齢者の医 療の確保に関 する法律第89 条に規定する 期間がある者	後期高齢者医療保険の給付等が行われない期間があるとき。	当該事由の発生した日の属する月以後その事由の消滅した日の属する月までの月割りに係る保険料額の全額を減免する。	収監証明書、これ に準ずる証明書、 裁判所関係書類な ど。
5 等減 ちの収円他い属者 特割が るの収円 他い属 が 8 (得世被 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	次のいずれかの事由により り著しい収入の減少又は 当の増加により生活が著し く困難ととき。 ア 当該年度に災害に 子 当該年度に被保険者 子 は連帯納付義務したとき、 オ は連帯納付義務したとき、 若したとき。	全額	前各号に準ずる書類
6 新型コロナ ウイルス感染	ウ 当該年度に被保険者又 は連帯納付義務者が失業等 したとき。 新型コロナウイルス感染 症により、死亡し又は重篤	全額	医師の診断書、医 療費の領収書、入
た によ の者の 世帯の 世帯 が死亡 し ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	な傷病であると認められるとき。		院期間が把握できる書類など。

7 新型コロナ ウイルス感染 症の影響によ り、その者の 属する世帯の 世帯主の収入 の減少が見込 まれる者

新型コロナウイルス感染 症の影響により、その者の 属する世帯の世帯主の事業 収入、不動産収入、山林収 入又は給与収入(以下「事 業収入等」という。) の減 少が見込まれ、次のアから ウまでのすべてに該当する とき。

ア 世帯主の事業収入等 のいずれかの減少額(保険 金、損害賠償等により補填 されるべき金額があるとき は、当該金額を控除した 額)が前年の当該事業収入 等の額の10分の3以上であ ること。

イ 世帯主の前年の地方 税法 (昭和25年法律第226 号) 第314条の2第1項に規 定する総所得金額及び山林 所得金額並びに高齢者の医 療の確保に関する法律施行 令(平成19年政令第318 号) 第7条第1項に規定する 他の所得と区別して計算さ れる所得の金額(地方税法 第314条の2第1項各号及び 第2項の規定の適用がある 場合には、その適用前の金 額。)の合計額(以下「合 計所得金額」という。)が 1.000万円以下であるこ ہ ع

ウ 世帯主の減少するこ とが見込まれる事業収入等 に係る所得以外の前年の所 得の合計額が400万円以下 であること。

同一世帯に属する被保険者につ「給与明細書、税務 いて算定したそれぞれの保険料 額に、世帯主の減少することが 見込まれる事業収入等に係る前 年の所得額(減少することが見し 込まれる事業収入等が2以上あ る場合はその合計額)を乗じ、 被保険者の属する世帯の世帯主 及び当該世帯に属する全ての被 保険者につき算定した前年の合 計所得金額を除して算出した対 象保険料額に、世帯主の前年の 合計所得金額に応じた割合を乗 じて得た額

前年の合計所得金額が 300 万円以下 上記算出額の 全額

400 万円以下 上記算出額の 10分の8

550 万円以下 上記算出額の 10分の6

750 万円以下 上記算出額の 10分の4

1,000万円以下 上記算出額 の 10 分の 2

ただし、世帯主の事業廃止や 失業の場合には、前年の合計所 得金額にかかわらず、上記算出 額の全額

署提出の廃業届、 事業主の証明、事 業収入等の減少が 把握できる書類な ど。

8 その他特別 の事情がある 者

減免を必要とする場合で、 特別の事情があるとき。

前各号に準ずる額

広域連合長が必要 と認める書類